

健康保険被扶養者（異動）届

*続柄は、「子」とは記入せず、「長男」「長女」のように記入してください。

被 保 険 者 欄	被保険者等 記号		被保険者等 番号				生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和		年	月	日	性別	1.男 2.女
	氏名	(フリガナ)						取得 年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	収入 (年収)	
		(氏)			(名)									
	住民票 住所	〒 -												

被 扶 養 者 欄	氏名	(フリガナ)						生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女
		(氏)			(名)									
	個人番号													
続柄	職業	収入 (年収)	住民票 住所	1.同居	別居の場合 〒 -									
被扶養者に なった日	9.令和	年	月	日	被扶養者で なくなった日	9.令和	年	月	日	理由				
当該届出書の提出年1月1日現在の住所 ※上記住民票と同じ場合は省略可		都道府県 市区町村										資格確認書 発行の要否	□ 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏名	(フリガナ)						生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女
		(氏)			(名)									
	個人番号													
続柄	職業	収入 (年収)	住民票 住所	1.同居	別居の場合 〒 -									
被扶養者に なった日	9.令和	年	月	日	被扶養者で なくなった日	9.令和	年	月	日	理由				
当該届出書の提出年1月1日現在の住所 ※上記住民票と同じ場合は省略可		都道府県 市区町村										資格確認書 発行の要否	□ 発行が必要	

被 扶 養 者 欄	氏名	(フリガナ)						生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女
		(氏)			(名)									
	個人番号													
続柄	職業	収入 (年収)	住民票 住所	1.同居	別居の場合 〒 -									
被扶養者に なった日	9.令和	年	月	日	被扶養者で なくなった日	9.令和	年	月	日	理由				
当該届出書の提出年1月1日現在の住所 ※上記住民票と同じ場合は省略可		都道府県 市区町村										資格確認書 発行の要否	□ 発行が必要	

【事業主記載欄】事業主の確認により本人の押印・署名を省略した場合は、次の該当するものにチェックをしてください。

本人押印・署名の省略にあたり、被保険者に届出意思を確認しました。

本人押印・署名の省略にあたり、記載内容について誤りがないか被保険者本人が確認しています。

※資格確認書の交付が必要な方は、「□発行が必要」欄に☑チェックを入れ、「健康保険資格確認書(再)交付申請書」を添付してください。

※異動届の申請に必要な添付書類については、『被扶養者認定に必要な添付書類一覧』を確認ください。

事業所 所在地	〒 -	令和 年 月 日 提出	受付印								
事業所 名称											
事業主 氏名											
電話番号	()										
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">社会保険労務士記載欄</td> </tr> <tr> <td colspan="4">氏名等</td> </tr> </table>				社会保険労務士記載欄				氏名等			
社会保険労務士記載欄											
氏名等											
自動車振興会健康保険組合											

被扶養者異動届の記入方法等

- 被扶養者認定の届出の際には、必ず個人番号の記入をお願いいたします。
- 高校生以上は、異動届と併せて現況届の提出が必要となります。
- 転勤・婚姻・転居等により住所が変更された場合は、被保険者・被扶養者住所変更(訂正)届を提出してください。
- 職業及び理由は、必ず記入してください。
職業 : アルバイト、学生、無職 など
理由 : 取得時、退職、出生 など
- 被扶養者に異動があった場合は、5日以内にご提出ください。
認定 : 配偶者の離職、婚姻、出生 など
削除 : 就職、婚姻、離婚 など
 - * 資格確認書が交付されている方で有効期限内のものは添付してください。
 - * 就職の場合は健康保険の資格取得日がわかるものを提出してください。
- 個人番号が記入されている場合は、つぎの書類が省略できます。
 - ・収入証明書(内容により提出していただく場合がございます。)
 - ・住民票(同一世帯が必要条件の場合、個人番号が相違していたり、同一世帯が確認できないときは、後日住民票を提出していただきます。)
- 添付書類については、「被扶養者認定に必要な添付書類一覧」をご参照ください。

【認定日】

- 認定日は、原則当健康保険組合で確認ができた日 → 受付日
- 離職等事実がわかる場合は、事実発生日から1ヶ月以内の受付 → 事実発生日で認定
- 事実発生日から1ヶ月を超える場合(書類に不備があった場合の再受付含)の受付 → 受付(再受付)日で認定